

各 事 業 主 様
安全管理担当者 様

職業訓練法人
鹿角地方職業能力開発協会

労働安全衛生法の一部改正に伴う
『テールゲートリフター特別教育』開催のご案内

労働安全衛生法の改正によりトラックでの荷役作業時における安全対策が強化され令和6年2月1日施行の「テールゲートリフター特別教育」が義務付けられました。是非受講され、安全管理に努められますことをお勧めします。

記

1. 日 時 令和 7年 6月 26日(木)
受講時間 午前9時00分～午後4時15分
学科教育 テールゲートリフターに関する知識 1.5時間
 テールゲートリフター作業に関する知識 2.0時間
 関係法令 0.5時間
実技 テールゲートリフター操作の方法 2.0時間
2. 会 場 鹿角地方職業能力開発協会 (かづの商工会隣り)
3. 受 講 料 10,000円 (教材、テキスト代含む)
 内テキスト代900円 税90円
 振込の場合：秋田銀行花輪支店 普通646101
 名義：鹿角職能協会 フリガナ(カヅノシヨクノウキョウカイ)
(受講料は、消費税法上の特例の対象となる法人等の②消費税法別表第3に掲げる法人の職業訓練法人にあたり非課税になります。)
4. 定 員 20名 定員になりしだい締切ります。
5. 持参するもの 印鑑、筆記用具、作業着、ヘルメット、手袋
6. 締 切 日 6月16日(月)
7. 申し込み 別紙受講申込書、受講料、写真(2.5cm×3.5cm)2枚
 受講者雇用保険被保険者資格取得等確認通知書のコピーを添えて申し込み下さい。
8. 修 了 証 労働安全衛生法に基づく修了証が交付されます。
9. そ の 他 ・ 申込後の受講票は発行していませんので直接会場まで
 ・ 当日キャンセルは受講料の返金できませんのでご了承願います。

問い合わせ、申込先 〒018-5201 鹿角市花輪字柳田36

鹿角地方職業能力開発協会 TEL 0186-23-4330 FAX 23-4919